（本號十面）　（明治三十年五月一日　郵便信遞省認可）　明治二十八年十二月二十一日　第四千四百六十九號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿八年十二月廿一日土曜日
舊暦乙未十一月六日（壬寅）
日出午前七時四十八分　日入午後四時三十分
月出午前十時十六分　月入午後九時二十五分
滿潮午前八時二十五分　干潮午後二時十四分
（西暦一千八百九十五年）
信濃川より年末まで　二番五十五番　七時

年末年始の廣告

本年は戰勝後經濟界大繁昌の際に芽出度新年を迎ふる事とて歳末歳首の時事新報に廣告の申込非常に多く年日の模樣にては悉皆の申込に應ずる能はざるの虞あり就ては廣告申込の期日を左の通り相定め此期限後の申込には應ずる能はざる場合あるべき事を豫め茲に公告仕置候

来三十一日の紙上に掲ぐる廣告　申込期日　二十七日迄
来月一日の紙上に掲ぐる廣告　二十七日迄
同　二日の紙上に掲ぐる廣告　三十日迄
明治二十八年十二月　時事新報社

時事新報

土耳古に交る可し

内には暴徒虐殺を恣にし外よりは諸強國、改革を迫りて風雲樣ならざるは土耳古の現狀にして如何なる奇變を生ずるやも知る可らず嚴令ひ今度の紛擾は幸ひ無事に治るみとあるも其内政は恰も朝鮮に等しく腐敗の頂上に達して自から國事を始末する能はず諸強國は爪牙を磨して機會を外に待ちつゝあるみとなれば何時再興するやも計られず數千里外垂死國の存亡、我れに何等の痛痒をも與へざるが如くなれ共風波飛所に劇しければ東洋の天地は自から靜穩にして譬へば天秤の一端に重を増せば他の一端は輕く擧るが如し對岸の火災視す可らざるのみか諸外國の此方面に對する外交及び其外交の中心に國を立る土耳古自身の政略共に觀る可き者多かる可し蓋し土耳古は歐亞の咽喉にして露西亞は君士坦丁堡に出ざれば暴竟中の風にして盛を中原に誇ふ能はず英國は此地にして一たび他國の有となれば印度の寶庫を守り難く埃、獨、佛、以の諸國も亦書此國の存亡に依て立國の安危を感ずるものなれば土耳古問題と云へば各國共に耳を欹て眼を張り寸分も油斷せざる所にして何か事あれば各々秘策を盡して相爭ふ其外交の裡面に入て深く研究すれば思ふに得る所少からざる可し事の源は或は墨使得堡より出で或は倫敦より發し或は維納、巴里より起るみとならんと雖も各種の政略の錯合する所は土耳其にして其朝廷は恰も外交術の展覽會とも云ふ可き有樣を呈するみとならんなれば奇變百出、忽ちにして雲を起し雨となり霰となり雪となるの壯觀を見るは土耳其の舞臺に若くはなかるべし歐亞又為國等者の中心に立て國を維持せんとするものは自から縱横の策なかるべからず右に結びて左を抑へ前に操て後に進ち臺々宜々巧に勢を制するみと恰も無餘なる能技者が舞臺を闊して身を行るが如く如何に赤裸々にされ或は刺を除し土廷の外交も亦觀る可きものあらん然左れば其最況を觀察するは頗る所要に堪て實益多きみとなれば茲を樂して其實情を研究せしむ況んや東洋の國び所なり國は更に一歩を進めて土地を開拓を結び交際を開くも必なる可し　たりと雖も國土四十六万六千六百六十六方哩の領土と三千九百萬の人口を包有して實易の高も少からず最近の調査に據れば輸出入の總額は三十六億二千百三十九萬ヒヤストルなれば之と交を結び商賈を營むも望なきに非ざる可し綱り東亞の朝鮮に波々するのみにして東歐の朝鮮を度外に置くは大なる怠慢と云ふ可し

官報

○告示

宮内省告示第二十一號

来明治二十九年新年式左ノ通リ定メラル

明治二十八年十二月二十日　宮内大臣　伯爵土方久元

明治二十九年

新年式

一日　午前五時三十分　四方拜
同　七時三十分　賢所御神樂
同　九時三十分　親王王妃宮内省職員官公廳從一位勲一等及一等二等官員夫人並奏任官等拜賀
同　十時　大勲位親任官公廳從一位勲一等及一等二等官廳書記官長侍從武官長侍從武官侍從職員准勅任奉外國人同夫人等拜賀
同　十時十分　准勅任奉外國人同夫人拜賀
同　十一時　三等官以下五等官以上ノ奏拜賀
同　十一時十分　奏任待遇ノ輩拜賀
午後二時　各國公使同夫人等拜賀
同　二時十分　侯伯子男爵及從四位以上勲三等以上同夫人等拜賀
同　二時十分　神佛各宗派管長拜賀
同　二時二十分　勲三等以上外國人同夫人拜賀
青山御所　宮内省親任官公廳從一位勲一等及一等二等官同夫人並奏任官等拜賀
午前十時三十分　大勲位親任官公廳從一位勲一等及一等二等官廳書記官長侍從武官長侍從武官侍從職員准勅任奉外國人同夫人等拜賀
同　十一時　三等官以下五等官以上ノ奏拜賀
午前十一時三十分　奏任待遇ノ輩拜賀
ヨリ午後四時迄　侯爵子男爵及從四位以上勲三等以上同夫人等拜賀
午後二時三十分　賀神佛各宗派管長拜賀
ヨリ同四時迄　判任官並判任判任待遇ノ輩各謁（拜賀）
時刻ハ各謁ニ於テ定ム
二日　午前七時三十分　六等官以下九等官以上ノ輩拜賀
同　九時三十分　親王王妃宮内省職員官公廳從一位勲一等及一等二等官員同夫人並勲六等以上外國人拜賀
同　十一時三十分　門跡寺院住職等拜賀
午前十時三十分　貴族院議長副議長議員等拜賀
ヨリ午後四時迄　非役正七位以下同勲七等以下ノ輩拜賀
午後一時三十分　六等官以下九等官以上ノ輩拜賀
ヨリ同四時迄　奏任待遇ノ輩拜賀
午後二時　非役正五位以下從六位以上同勲四等以下勲六等以上ノ輩拜賀
三日　午前七時三十分　門跡寺院住職等拜賀
同　十時　非役正七位以下同勲七等以下ノ輩拜賀
四日　午前九時　親王王妃宮内省職員官公廳等拜賀
六日　午前十一時　判任官並判任判任待遇ノ輩各謁（拜賀）
午前十時　勅使拜賀
賢所　皇靈　神殿　御直拜
殿内
勅使拜賀
親王王妃宮内省職員官公廳等拜賀
二等官廳書記官長侍從武官長侍從職員准勅任奉外國人同夫人等拜賀
在京奏任官ハ各廳ニ於テ謁賀
在京有爵者及有位者ハ赤坂離宮ニ於テ謁賀
在京貴族院議員衆議院正副議長議員ハ各議院ニ於テ謁賀
親王王妃宮内省職員官公廳等拜賀
午前十時
勅使拜賀
賢所　皇靈　神殿　御直拜
殿内
親王王妃宮内省職員官公廳等拜賀
二等官廳書記官長侍從武官長侍從職員准勅任奉外國人同夫人等拜賀
在京奏任官ハ各廳ニ於テ謁賀
在京有爵者及有位者ハ赤坂離宮ニ於テ謁賀
在京貴族院議員衆議院正副議長議員ハ各議院ニ於テ謁賀

雜報

○金鵄勳章

海軍一等兵曹　石丸登一
海軍一等兵曹　米山正吉
海軍一等兵曹　久保吉松
海軍一等兵曹　小野寺平太
海軍一等機關手　館田眞昭
海軍二等兵曹　中原岩松
海軍一等兵曹　秋元由之助
海軍一等兵曹　阿東鶴之進
海軍一等兵曹　後藤長藏
海軍一等兵曹　鳴瀬
海軍一等機關手　久井鶴太郎
海軍一等兵曹　北原甲子郎
海軍一等兵曹　中村
海軍一等兵曹　中村
海軍一等兵曹　中村